令和8年度鶴岡市水防計画修正(案)の概要

令和8年9月30日
市民部防災安全課

資料３

Ⅰ．鶴岡市水防計画の位置づけ

水防法第33条の規定に基づき山形県水防計画に応じた市の水防計画を定め、管轄する区域の洪水、津波又は高潮による水害を警戒し、防御し、及びこれに因る被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第16条第1項に規定する防災会議を設置する市町村にあっては防災会議に諮らなければならない。

Ⅱ．本計画の修正すべき主な判断基準

1　水防法等の関係法令の改正がなされたとき
2　国土交通省「水防計画作成の手引き」及び山形県水防計画の修正されたとき
3　本市での災害対応に大幅な変更が生じたとき

Ⅲ．主な修正内容

１　新たな防災気象情報の運用の見直し等を踏まえた修正

（１）全情報名称（氾濫・大雨・土砂災害・高潮）にレベルの数字を付記
【該当ページ：本編第7章第1節P27～29他】

（２）レベル４相当として「危険警報」を新設（氾濫・大雨・高潮）
【該当ページ：本編第7章第1節P27～29他】

（３）洪水注意報・警報を廃止し、大雨に関する情報に統合
【該当ページ：本編第7章第1節P27他】

（４）洪水予報河川を対象に「レベル５氾濫特別警報」を新設
【該当ページ：本編第7章第1節P28】

新しい防災気象情報の情報体系とその名称

	河川氾濫 1級河川などの大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地の崩れや土石流	高潮 海水面の上昇や波の打上げによる浸水	（警戒レベルごとの）住民がとるべき行動
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険　直ちに安全確保！
＜警戒レベル４までに危険な場所から　かならず避難！＞					
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
警戒レベル1	早期注意情報				災害への心構えを高める

２　水防法等の改正に伴う、「氾濫通報制度」の創設及び、氾濫発生水位の設定

（１）氾濫通報制度の創設　【該当ページ：本編第9章第4節P44～45】
国土交通省「水防計画作成の手引き」及び山形県水防計画の修正に基づき、氾濫通報制度の記載を追加

（２）氾濫発生水位の設定　【該当ページ：本編第7章第2節P31他】
国土交通省管理洪水予報河川、水位周知河川（赤川・内川）において、氾濫危険水位を新たに設定

３　その他の修正

（１）地域防災計画や現状に即した消防団配備基準の見直し
【該当ページ：本編第3章第2節P9】

（２）避難のための立ち退きの指示に関する修正
【該当ページ：本編第13章第1節P55】

（３）気象予報等の情報収集に係る内容の追加
【該当ページ：本編第8章第2節P41～42】